

指定緊急避難場所 開放の流れ

警戒レベル3

「高齢者等避難」

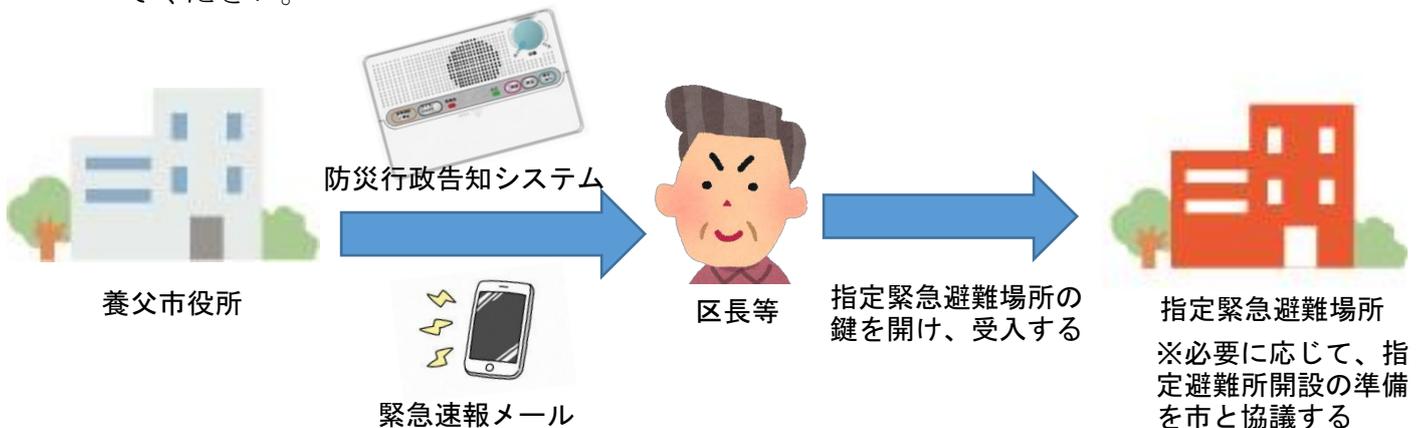
警戒レベル4

「避難指示」

警戒レベル5

「緊急安全確保」

- 1、避難情報等が発令された場合、市役所から「防災行政告知システム」「緊急速報メール」等で案内します。
- 2、該当区の区長等は指定緊急避難場所を開放し、避難者の受け入れを進めてください。
※避難情報発令前でも自主避難の要望等がある場合は、指定緊急避難場所の開放を判断してください。



指定緊急避難場所に避難者を受け入れた場合

- 1、防災行政告知システム等の案内により避難者が集まってきた場合、区長等は避難者を名簿等で把握し、避難者情報を市役所へ報告してください。
※指定緊急避難場所は、市役所と連絡をとりながら基本的には区で管理してください。

【報告いただく内容】

①世帯数	】 ※避難場所を解放した区長等も避難者の場合はその人数も含めてください。
②男女別の避難者数	

※指定緊急避難場所の避難者数の報告は、以下の場合は報告をお願いします。

- ①指定緊急避難場所を開放した時間の報告をお願いします。
- ②最初の避難者があった場合、概ね1時間後を目安に報告をお願いします。
- ③避難者数の増減がある場合、定期的（2～3時間程度）に報告をお願いします。
- ④今後の避難者が予想されない場合に報告をお願いします。

併せて、開放期間のうち、最大避難者数、世帯数をご報告ください。

【災害時の連絡先】 養父市役所 情報班 （電話） 079-662-3161